

電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案についての

パブリックコメント結果の概要

平成23年6月27日
産業構造審議会
情報経済分科会
ルール整備小委員会

○＜御意見の概要＞

●＜御意見に対する考え方＞

1. ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性

- 原則として、当事者は約款の内容を認識した上で契約を締結する必要があり、契約前の規約(約款)の開示の確保を十分に考慮すべきであって、ウェブサイト利用規約の場合についても、現実の開示を比較的容易に行うことができるので、事前開示を原則どおり遵守すべきではないか。
- 改訂案の1. 及び2. (2)①では、サイト利用規約が取引契約に組み入れられるための要件の1つとして、サイト利用規約があらかじめ利用者に対して適切に開示されていることを挙げている。
- 小さい「窓」の中に利用規約が記載され、それをスクロールしないと読むことが不可能となっており、更に、この小さい「窓」の中に書いてある利用規約に「同意」しないと次の画面に進めなくなっていることがあるが、それをもって「同意した」とされることは問題ではないか。利用規約全体が見えるようになっているべきであり、また、解約の際の金額に関する内容が一番上に記載されるべきではないか。
- 2. (2)③に「長文難読な表現が使われることにより利用者に不利益な条項が隠蔽されてしまい、消費者にとって容易に理解できなくなっている場合には…隠蔽された不利益条項の効力は否定される可能性がある。」との記載があるが、ネットビジネス・ウェブサイトは非対面であることやモデルが進化し続けるため複雑である部分も多く、ゆえに規約には正確性が求められ、長文となる可能性は否めない。悪意を持って隠蔽された場合は非難されるべきだが、必ずしも悪意でない場合もあるのではないか。
- 規約の開示と十分な内容の認識のためには、ウェブ上で利用規約を実際に閲覧しない限り、同意クリックができないような方策をとったり、単に長文の規約を掲載するだけでなく重要点に関して容易に読解できるように工夫することを求めるなど、その方法に十分な配慮を行うようにすべきではないか。
- 長文難読なサイト利用規約の契約への組入れについては、改訂案の2. (2)③に記載

されるように、直ちにその効力が否定されるものではないが、長文難読な表現が使われることにより利用者に不利益な条項が隠蔽されるような場合(例えば、取引の具体的な内容に即していない抽象的な表現が多用される場合、長文であるにもかかわらず各条項に適切な見出しが付されていない場合、日本語として読みづらい英文の直訳調で記述される場合、専門用語を定義なしで使用して記述される場合等が考えられる。)には、隠蔽された不利益条項の効力は否定される可能性もあり、当該利用規約をより明確かつ平易なものとするために、例えば単にサイト利用規約に記載するだけでなく、ウェブサイト中でわかりやすく説明することなどが必要とされる可能性もあると考えられる。しかし、サイト利用規約の記載内容や記載方法は千差万別であり、解約の際の金額に関する内容が一番上に記載されるべきなどといった具体的な表現方法の指針を準則で示すことは困難である。

また、御意見にあるような、小さい「窓」の中に利用規約が記載され、それをスクロールしないと読むことが不可能となっている場合については、利用規約の開示方法として不適切と判断すべきケースが存在する可能性も否定できないが、他方で、携帯電話等の物理的に表示領域が限定されるデバイスで、小さい「窓」へのスクロール表示をせざるを得ない場合についても考慮する必要があるが、記述の追加については、今後引き続き検討してまいりたい。

- 2. (3)②において、「必要である。」との記載を、「必要である(もともと、サイト利用者は多数に及び個別に積極的な同意を得ることが困難である場合もあることから、サイト利用者に対し変更への異議の申出の機会を与え、異議の申出のないサイト利用者については、変更同意したものとして取り扱うことも可能である。)」とするべきではないか。
- 継続的契約において自動更新等で継続する場合には、更新条件等基本的事項についてその都度周知されるように配慮されるべきではないか。
- 利用規約の変更については、今回の改訂において、内容的な修正をほとんど行っていないが、取引実態の調査及び理論的な整理を十分に行った上で、修正の検討を行う必要があると考えている。御意見も踏まえ、今後検討してまいりたい。

2. 未成年者による意思表示

- 1. (1)の「事業者は、取引の性質上未成年による申込みがどの程度予想されるかや、取引の対象、金額等から考え得る取消によるリスク、システム構築に要するコストとのバランスを考慮して、…を検討することが必要になるであろう。」との記載によって、ネットが非対面であり、どのような対象者が利用するかを事前に把握確認出来ないことが多いため、一律で同一の対応でなく、適宜バランスを考慮することが配慮されていることは評価したい。
- 貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきたい。
- 1. (2)において、(取り消すことが出来ない(詐術にあたる)可能性のある例)および

(取り消すことが出来る(詐術にあたらない)と思われる例)としていずれも「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」という表示をすることが記載されており、このような表記がないと、未成年の契約は全て取り消すことが出来てしまうように受け取れる。例示をするならば、より何例かの具体的な例の記載をしてはどうか。

- 法定代理人の同意確認の方法については、まず、有料の取引であることを明確に表示し「19歳未満なら、親(親権者)の承諾を得ることが必要。承諾を得ましたか」「はい」「いいえ」と色を変えて大きく表示するとともに、「年齢に本当の年齢を入れなかったり、親に承諾をされたと嘘をつく、当サイトは責任を負えないことがあります」とわかりやすい言葉で注意喚起することが必要ではないか。また、いつでも現在の有料取引の合計額を確認できる処置も必要ではないか。更に、決済方法としてクレジットカードを選択した場合、そこで再度年齢確認と「親(親権者)の承諾を得ましたか」「はい」「いいえ」と色を変えて大きく表示することが必要ではないか。
- 法定代理人の同意確認について、キャリア課金の場合は暗証番号と年齢の入力を必須とし「未成年者の場合は親(親権者)の承諾を得ましたか」と色を変えて分かりやすく表示することが必要ではないか。
- 民法第5条では、未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない、それに反する法律行為は取り消すことができるとされている。法定代理人の同意に関する「表示」を行うことは、未成年者による契約を取り消されないようにするための要件ということではないが、未成年者が法定代理人の同意を得ていることの確認をとるための一つの有効な手法であるとは考えられる。なお、利用規約の一部に、法定代理人の同意が必要である旨の記載を行うのみでは、取消しを免れないと考えられることは、改訂案1.(2)に記載したとおりである。

他の具体例の追加については、現時点で適切な例を挙げるには至っていないが、今後、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、引き続き検討してまいりたい。御意見にあるように、表示の色を変えるなどといったことも、裁判例や業界慣行等からみてある程度コンセンサスのとれた見解であるとも言えない以上、直ちに準則で記述することは妥当でないが、記述の具体化等については、引き続き検討してまいりたい。

- 2.(2)①において、未成年者名義のクレジットカードが発行されている場合でも、同カードを決済手段として利用した個別の取引ごとに法定代理人の同意を要するのが原則である旨を明記すべきであり、包括的な同意の推定は認めるべきではないのではないか。未成年者名義のクレジットカードが発行されている場合、法定代理人の包括的な同意を考えるより、当該取引が「目的を定めないで処分を許した財産の処分」に該当するかどうかの問題と捉える方が適切ではないか。
- 法定代理人がカード発行時に許容していたと想定される内容の売買契約等について、包括的な同意の推定がなし得ることを明確にするため、2.(2)①の記載を「したがって、未成年者名義のクレジットカードが発行されており、法定代理人がカード発行時に許容していたと想定される内容の売買契約等について、未成年者がクレジットカード加盟店で同カードを指定してカード決済を行う場合には、カード上限額内の個々の売買契約

等に対しても法定代理人の包括的な同意があったとの一応の推定がはたらく。」に修正する。また、処分を許した財産の処分にあたる可能性について言及する脚注を追加する。

- クレジットカードの債権の回収は、加盟店(携帯電話会社)とカード事業者との間の債権譲渡契約に基づくもののほかに、立替払契約に基づくものがあるため、2.(2)②の脚注10において、「また、携帯電話の決済にクレジットカードを利用している場合は、譲渡を受けた債権が更にカード事業者に譲渡される。」を削除すべきではないか。
- 御意見を踏まえて修正する。
- 2.(2)②の脚注15の「携帯電話端末を利用した電子契約については、未成年者の利用によるトラブルの事例が少なくない(オンラインゲームでの高額請求のトラブル等)」との記載に関し、事業者に対し一定の手続を要求する根拠として、「トラブル」が少なくない旨の記述があるが、「トラブル」の具体的事実を示す資料についても明示されるべきではないか。
- 脚注15において、未成年者の利用によるトラブルについて記述する第一文は、第二文の根拠ではなく、未成年者取消によるリスクの一例を示しているにすぎない。実際に、未成年者による携帯電話の利用の拡大に伴い、国民生活センターからの報告(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070405_2.html、http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support23.html)や各種報道等にもあるように、未成年者の携帯電話利用に関するトラブルの事例は少なくないと考えられる。
ただし、第一文については、携帯電話を利用したサービス全体に問題があるとの誤解を招くおそれもあるため、削除する。
- 2.(5)の取消後の法律関係について、未成年者が受けた利益がサービスや情報の供給といった役務の提供と考えられる場合においては、原則として未成年者に利得を返還する義務がないことを明記すべきではないか。
- 御意見を踏まえ、次の点を修正する。
 - ・2.(5)に「ただし、未成年者の返還義務は現存利益の範囲に留まる。」との記載を追加。
 - ・2.(5)②の「…合理的である」との記載の末尾に、返還すべき現存利益が存在しないと評価し得る旨を記述する脚注を追加。
- 2.(5)②の「未成年者に責任能力がある場合でも、親などの監督義務違反と事業者が生じた損害との間に相当因果関係があると認められるときには、監督義務者が損害賠償責任を負う可能性がある(民法第709条)。」との記載において、「監督義務違反と事業者が生じた損害」を「監督義務違反と当該未成年者の不法行為によって事業者が生じた損害」に改めるべきではないか。また、「(民法第709条)」の次に、「最高裁昭和49年3月22日第二小法廷判決・民集28巻2号347頁」を加えるべきではないか。

- 御意見を踏まえて修正する。

3. CGM サービス提供事業者の違法情報媒介責任

- ここでは、CGM サービス提供事業者の、①自らが提供する CGM サービスに係る掲示板、ブログ等に権利侵害情報がアップロードされた場合に、当該権利侵害情報を放置したことにより当該権利侵害情報により侵害された権利の権利者に対して負う可能性がある責任、及び②当該権利侵害情報を削除した場合に、当該権利情報をアップロードした者に対して負う可能性がある責任、の2つの内容が記載されているが、上記①及び②の内容・異同や、民法とプロバイダ責任制限法との適用関係がわかりにくく、法律の専門家以外の読み手に対してよりわかりやすいものとする必要があるのではないか。

- 御意見を踏まえ、次の点を修正する。

- ・1. (1)の記載を「ブログや動画共有サービスなどの CGM サービスを提供する…ような場合には、情報を放置したことにより、権利侵害情報によって権利を侵害された者に対して不法行為責任(民法第709条、第719条)を負う可能性がある。」に修正。
- ・1. (2)に「発信者との間に契約関係がない場合も、発信者に対して不法行為責任を負う可能性がある。」との記載を追加。
- ・2. (1)として「民法に基づく損害賠償責任とプロバイダ責任制限法」に関する概略的な説明を追加。

- 今回の改訂案では、「(事業者の)民事上の責任」となっていたところを損害賠償責任という限定された記載に変更する修正がなされているが、CGM サービスにおける著作物の違法アップロードにおいては、事後の金銭的賠償では回復不可能な損害が発生するのが通常であるため、違法にアップロードされたコンテンツを削除する責任を含めた「民事上の責任」の表現を残すべきではないか。

また違法にアップロードされたコンテンツの削除義務だけでなく、反復して侵害行為を行う侵害者に対しては、事業者として侵害者に対する何らかの措置を取るべき義務(いわゆるスリー・ストライク・ルールの採用やサイト・ブロッキングを行う義務など)も考えられるのではないか。

- 現実に CGM サービス事業者が直面する法的問題としては、権利侵害情報の削除以外に、権利侵害情報の発信者についての情報の開示を要求されることも多いと考えられるため、プロバイダ責任制限法に言及するのであれば、この点についても記載すべきではないか。

- ここでは、掲示板等の運営者が違法情報を放置又は削除した場合のプロバイダ責任制限法第3条の適用について専ら論じており、それを明確にするため、今回の改訂で「民事上の責任」を「損害賠償責任」に改めるなどの修正を行っている。

違法情報の差止請求に関する論点や発信者情報開示に関する論点等については、これまで扱っておらず、今回の改訂にあたっても十分な検討がなされていないが、御意見を踏まえ、今後、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、論点の追加につい

て検討してまいりたい。

- 1. (1)の「損害賠償責任を負う可能性がある場合」の例示の中で、「合理的期間を大きく超えて放置した場合」が上がっているが、「大きく」が果たして必要な要件かということもさることながら、単に合理的期間を徒過しただけでは足りないとするならば、具体的日数を提案すべきではないか。
- 御意見を踏まえ、「大きく」との記載は削除する。
他方、「具体的日数」については、個々のケースに応じて判断されるべきものであり、準則で一律に日数を示すことはできない。

4. 「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力

- オークション事業者は、場の提供をするだけでなく、場合によっては出品者と落札者の中に入ってトラブルの解決にあたるべきではないか。
- オークションサイトの問い合わせフォームをわかりやすくすべきではないか。
- オークション事業者は、ID停止の理由を、ある程度は開示すべきではないか。
- 本準則は、法律の適用に関する解釈を示すことによって取引当事者の予見可能性を高めることを目的として策定されているが、御意見はいずれも裁判例等から導かれる法の解釈などではなく、オークション事業者がとるべきサービスの改善策というべきものであるため、上記目的の達成に資するものとは言えず、直ちに準則で記述することは妥当でない。

5. インターネット通販における返品

- 最終確認画面においても再度返品特約が表示されるようにすべきではないか。
- 改訂案の2. (3)②では、最終申込み画面における返品特約表示について、記述している。
- 返品特約については、共通したフォーマットが必要ではないか。どこの場所に何が書いてあるかが定まっていると混乱が減少すると考えられる。
また、商品のイメージ違いを防ぐため、サイトにおいてより詳細な説明が必要ではないか。
- 本準則は、法律の適用に関する解釈を示すことによって取引当事者の予見可能性を高めることを目的として策定されているが、御意見はいずれも裁判例等から導かれる法の解釈などではなく、電子商取引事業者がとるべきトラブルの回避策というべきものであるため、上記目的の達成に資するものとは言えず、直ちに準則で記述することは妥当でない。
- 2. (3)①②において、特定商取引法上の返品特約の適正な表示例として、「通信販売

における返品特約の表示についてのガイドライン」が挙げられており、この具体例に沿っていないものは、そのまま特約として無効であるかのような解釈がされ得る記述となっているが、当ガイドライン内の表示例はあくまでも一例に過ぎないはずであるため、この具体例に沿っていないものがそのまま特約として無効であるかのような捉え方をされかねない記述は避けるべきではないか。

- ガイドライン内の表示例があくまで一例にすぎないということがより明確となるよう、次の点を修正する。
 - ・2. (3)①の記載を「広告表示については、平成21年8月6日経済産業省大臣官房商務流通審議官通達「特定商取引に関する法律等の施行について」の別添5「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に、適正な表示、不適切な表示のいくつかの例が示されている。特定商取引法の要求する適正な表示がなされていないものは、特約としては無効となる。」に修正。
 - ・2. (3)②の記載を「最終申込み画面の表示についても広告表示と表示内容・方法については同等に解されるべきであるが、これについても「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」に、適正な表示、不適切な表示のいくつかの例が示されている。特定商取引法の要求する適正な表示がなされていないものは、特約としては無効となる。」に修正。

6. インターネット上の著作物の利用

- 違法な著作物と知りながらインターネットから情報をダウンロードすることを違法とする旨の著作権法30条1項3号に関する記述を追加すべきではないか。その際には、日常的にインターネットを利用するユーザーのほとんどが違法著作物をダウンロードする危険があり、かつその情報が違法か適法かを明確には判断できない、という現状を十分認識した記述にすべきであり、かつ、上記の規定が、新手の犯罪（「あなたは著作権法30条1項3号に違反しており、賠償金を払わなければならない」というような架空請求など）に格好のネタを提供する極めて危うい規定であることについても十分な注意喚起をすべきである。
- 御意見を踏まえ、2. (1)①において著作権法第30条第1項第3号に関する脚注を追加する。

ユーザーによる違法か適法かの判断や新手の犯罪等については、今後、違法著作物流通の実態や裁判の動向等も注視しつつ、記述の追加について検討してまいりたい。

7. サムネイル画像と著作権

- 2. (2)② i) の脚注7において、「最高裁昭和53年9月7日」の次に、「第一小法廷」を加えるべきではないか。
- 御意見を踏まえて修正する。

8. 国境を越えた商標権行使

- 自転車について防犯登録の制度が存在するため、1. (3)の「例3の場合」において、「自動車のような登録が必要ないため、」を削除すべきではないか。
- 御意見を踏まえ、「自動車のような登録が必要ないため」を「自動車のような検査登録制度がないため」に修正する。

9. P2Pファイル交換ソフトウェアの提供者の責任

- 2. (3)の脚注3に「純粹型 P2P ファイル交換ソフトウェア提供者に責任を負わせた諸外国の例」があがっているが、より新しいものとして、台湾の智慧財産法院(知財高裁に相当)の2010年3月19日判決(純粹型 P2P ソフトウェアの提供者を著作権法違反として有罪とした原審の判決を維持したもの)があるため、追加すべきではないか。
- 今回の改訂にあたっては、他の国の裁判例の動向等も含め、十分な調査を行っておらず、御意見に係る台湾の判決について掲載の是非を直ちに判断することはできないが、今後必要に応じ、情報の収集も行った上で、裁判例の追加について検討してまいりたい。
- 「ファイル交換ソフトウェア」という語が用いられているが、現在は文字通りの「交換」を行うソフトウェアの利用は少数であるため、「交換・共有」とすべきではないか。
- 御意見を踏まえ、「ファイル交換ソフトウェア」との記載を「ファイル共有ソフトウェア」に修正する。

10. 著作物の写り込み

- 2. (1)② i)では、雪月花事件の「創作的表現内容を直接感得しうる」ことを写り込みの著作権侵害要件とする裁判所の判断を引用しているが、「単に識別ができること」と「創作的表現内容を直接感得しうること」の程度の差が明確とはいえず、判断基準としては明確性に乏しいように思われるため、たとえば「ピントがあっていてかつ写り込みが生じている写真・映像の面積の 1/4 以上」のような定量的な基準を設けるべきではないか。
- 御意見にある「ピントがあっていてかつ写り込みが生じている写真・映像の面積の 1/4 以上」のような定量的基準は、裁判例等からみてある程度コンセンサスのとれたものであるとも言えない以上、直ちに準則で記述することは妥当でないが、今後、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、具体的な記述の追加等について引き続き検討してまいりたい。
- 公衆送信権の侵害となりうる場合に関して、2. (1)② ii)では「また後記のとおり公衆

送信権侵害とされる可能性がある」とあり、他方、2. (2)① ii)では「前述のとおり、(中略)また公衆送信権に問われる可能性がある。」となっているため、結局どのような場合に公衆送信権侵害になるのかが不明確ではないか。

- 御意見を踏まえ、2. (1)② ii)の「後記のとおり」との記載及び2. (2)① ii)の「前述の通り」との記載を削除する。
- 2. (2)①で、「映画」の語が2か所使用されているが、それ以前の改訂とあわせて「映像」と修正すべきではないか。
- 御意見を踏まえて修正する。

11. 全体について

- 準則により厳格な法解釈が示される場合、それを意識するのは主に国内事業者であり、海外事業者が日本市場に参入する際に、準則を十分に意識しているかどうかは疑問であるところ、この準則によって、国内事業者に不要な萎縮効果を与えることになっていないか、また、そのことが、日本市場において、国内事業者が海外事業者と競争する際の阻害要因となるおそれがないかどうかについて検討し、あわせて準則自体の存在意義についても再検討すべきではないか。
- 本準則は、法律の適用に関する確からしい解釈を示すことによって取引当事者の予見可能性を高め、法解釈が不明確であることに起因する事業の萎縮をむしろ無くすことを目的として策定されている。また、本準則は、あくまで経済産業省が法律の解釈についての一つの考え方を提示するものにすぎず、これによって事業者が法的に拘束されるというものでもない。

準則自体の意義については、引き続き各方面からの意見も取り入れながら、一層有意義なものとなるよう、検討してまいりたい。

以上